

## 百歳以上のご高齢者の方々について

在留邦人の皆様

日本政府は毎年、「老人の日」（9月15日）に合わせ、百歳以上のご高齢者の数を公表し、さらに記念行事として、その年度に百歳を迎えられる方々に対して、祝状及び記念品の贈呈を行っています。これは海外居住の方々も対象となっています。

つきましては、ブルネイ国内に該当される方をご存じの方は、6月9日までに大使館領事班までご連絡いただきたく、よろしく申し上げます。

（該当される方々）

・1918年（大正7年）3月31日以前に出生された日本国籍を保持されている方

※このうち、祝状及び記念品の贈呈対象者は、1917年（大正6年）4月1日から1918年（大正7年）3月31日までの間に出生された方々です。

在ブルネイ日本国大使館

House No. 33, Simpang 122 Kampong Kiulap

Bandar Seri Begawan BE1518

Negara Brunei Darussalam

TEL:+673-222-9265

FAX:+673-222-9481

当館 HP:<http://www.bn.emb-japan.go.jp/ja/>

領事班メールアドレス：ryoji@bw.mofa.go.jp